

市有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成28年8月17日

弘前市長 葛西 憲之

1. 一般競争入札に付する市有財産の概要

事務用品 1式

※内訳

事務机	185台
パソコンラック、棚	60台
脇机	70台
書類ケース	32台
キャビネット(大)	30台
キャビネット(中)	117台
キャビネット(小)	111台

2. 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 【1】地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者または同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人または法人であること。
- 【2】弘前市契約規則(平成18年規則第52号。以下「規則」という。)第2条の規定により、一般競争入札に参加させないことができる者でないこと。
- 【3】公告の日から弘前市一般競争入札参加申請書(以下「申請書」という。)提出期限までの間に、弘前市建設業者等指名停止要領に該当しないこと。
- 【4】個人または法人の役員などが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、および同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者ではないこと。
- 【5】無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者ではないこと。
- 【6】前記【4】、【5】に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。
- 【7】弘前市職員ではない者。

3. 入札参加申請及び資格の確認

入札参加希望者は、下記受付場所に以下の書類を提出すること。

- 【1】受付場所 〒036-8551 青森県弘前市上白銀町1-1 弘前市役所法務契約課契約係
- 【2】受付期間 平成28年8月17日から平成28年8月24日まで(市役所開庁日の午前8時30分から午後5時まで)
- 【3】提出方法 持参又は郵送 ただし郵送の場合は8月24日 までの必着とする。
- 【4】提出書類
 - ア 入札参加者が法人の場合
 - (ア)申請書
 - (イ)誓約書
 - (ウ)法務局が発行する印鑑証明書
 - (エ)法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
 - (オ)直近2年分の国税及び法人地方税、固定資産税の未納がないことがわかる証明書
 - イ 入札参加者が個人の場合
 - (ア)申請書
 - (イ)誓約書
 - (ウ)市町村が発行する印鑑登録証明書
 - (エ)官公庁が発行する身分証明書の写し(運転免許証、パスポート、健康保険証等で有効期間内のもの)
 - (オ)直近2年分の国税及び個人住民税、固定資産税の未納がないことがわかる証明書

※いずれの書類(イ(エ)を除く)も発行日より3ヶ月以内のもの

※弘前市競争入札参加資格者名簿に登録されている者は(ア)以外は不要とする。

※(ア)(イ)は弘前市ホームページからダウンロードすること。

※(ウ)(エ)(オ)は写しでも可とする。

- 【5】受付期間内に申請書などのすべての必要書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この公告による入札に参加することはできない。また、郵送費用等は入札参加者希望の負担とし、提出書類は返却しないものとする。
- 【6】入札参加資格の決定については平成28年8月26日までに資格のないものに対し電話にて連絡をすることとし、電話連絡の無いものは入札参加資格があるものとする。

4. 質問について

入札に関して質問がある場合は、指定の質問書を弘前市ホームページよりダウンロードし、下記へFAXで提出する事。

- 【1】質問期間 平成28年8月17日から平成28年8月25日まで
- 【2】質問提出先 弘前市法務契約課契約係 FAX番号 0172-35-2199
- 【3】回答方法 随時ホームページ上で回答するので確認する事。

5. 売却物件の公開

売却物件の公開は事前申込制とし、平成28年8月18日 から平成28年8月25日 まで行うため、希望者は前日の正午までに申し込むこと。

6. 入札の方法

一般競争入札とし、入札参加資格者のうち弘前市が定めた予定価格を上回り、かつ最高価格を入札した者を落札者とする。

- 【1】場 所 弘前市役所新館5階入札室
- 【2】入札日時 平成28年9月2日午前11時から
- 【3】郵送による入札書の提出は認めない。

7. 入札条件

規則に定める入札参加心得書を遵守すること。

8. 入札保証金

- 【1】入札参加者は、入札参加前に入札金額に100分の108を加算した額の100分の10以上を現金にて入札開始前に納入すること。
ただし、弘前市契約規則第8条第1～第3号に該当する場合は、入札開始前に入札保証金免除申請書を提出する事により免除とする。
- 【2】落札者が納付した場合の入札保証金は、契約締結時に落札代金の一部に充当する。
- 【3】納付された場合の入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。
- 【4】入札保証金には、利息を付さない。
- 【5】落札者が弘前市が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は弘前市に帰属する。

9. 入札書記載金額等

入札金額は消費税及び地方消費税抜きの金額を記載すること。

10. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 【1】この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札。
- 【2】虚偽の申請を行ったものした入札。

11. 契約及び契約保証金に関する事項

- 【1】落札者は、平成28年9月9日までに弘前市と売買契約を締結しなくてはならない。
- 【2】契約保証金は弘前市契約規則第34条第1項第5号により免除とする。

12. 売払代金の納入

落札者は、売払代金の納付期限までに指定された納付方法により売払代金の全額を一括で納付すること。なお、売払代金のほか、契約費用、運搬費用等、本契約の締結及び履行に関して一切の費用は落札者の負担とする。

- 【1】売払代金納付期限
平成28年9月16日

【2】納付方法

売払代金は弘前市が交付する納入通知書若しくは指定の口座に振込むことで納付すること。なお、売払代金の納付にかかる費用は、落札者の負担となる。また、弘前市が納付期限までに売払代金の納付を確認できることを条件とする。

【3】売払代金の残額の金額

売払代金の残金は、売却価格から入札保証金を差し引いた金額となる。

13. 契約の締結

- 【1】契約金額は、入札金額に100分の108を加算したものとする。
- 【2】契約書の作成は省略するが、落札決定後、速やかに指定の請書を提出すること。

14. 物品の引渡し

物品の引き渡しは次の期間及び場所にて公開したときの状態で引渡すものとする。

引渡し後に発生した不具合や故障及び発見された傷などについては、弘前市は一切の責任を負わないものとする。

【1】引渡期間

平成28年9月2日～平成28年9月30日

(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

【2】引渡場所

	埋蔵文化財整理保管施設	旧弘前市上下水道部	計
事務机	98台	87台	185台
パソコンラック、棚	48台	12台	60台
脇机	-	70台	70台
書類ケース	32台	-	32台
キャビネット(大)	21台	9台	30台
キャビネット(中)	54台	63台	117台
キャビネット(小)	39台	72台	111台

※埋蔵文化財整理保管施設 青森県弘前市大字樹木三丁目12-1

※旧弘前市上下水道部庁舎 青森県弘前市大字茂森町40-1

15. その他

- 【1】弘前市は、売払物件の瑕疵担保責任を負わない。
- 【2】入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
名称 弘前市役所 経営戦略部法務契約課 契約係
所在地 〒036-8551 青森県弘前市上白銀町1番地1
電話番号 0172-40-7023